

京都市教育関係非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年11月26日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第2号

京都市教育関係非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

京都市教育関係非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第17号」を「第2条第1項第18号」に改める。

第2条第2号中「第20条の2第1項」を「第23条第1項」に、「同条第3項」を「同条第2項」に改め、同条第7号中「教育委員会事務局」の右に「及び教育機関」を加え、同条に次の1号を加える。

(9) 市立学校に設置する学校運営協議会の委員

第4条中「前条」を「第2条第1号から第8号までに掲げる者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第2条第9号に掲げる者の報酬の計算期間及び支給期日については、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)